

令和 7 年度

一般財団法人インターネット協会

事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 3 月

一般財団法人インターネット協会

令和 7 年度 事業計画書

（１）OIC 当初の設立目的に立ち返る

OIC の在り方、新たな活動等を検討する年度とする

（２）事業毎の収支均衡を基本とする

活動費用確保のために、協賛金の確保や費用負担の免除など、事業単位に収支均衡をはかる

（３）安全安心事業の見直しをする

インターネット利用アドバイザーの研修内容を見直す

（４）受託事業の確実な履行（東京都事業など）

受託事業の履行、および新たな受託事業への応募を検討する

1 調査・研究活動

(1) IoT/AI 時代におけるオープンイノベーション推進協議会(OIC) (会長：藤原 洋)

令和7年度は、設立以来のOIC活動を振り返り、OICレガシー（実績、ネットワーク等）を基盤として、OICの在り方、新たな活動等を検討する年度とする。具体的には、シンポジウムの開催、外部連携先イベントの後援を検討する。

内容

- ・ OIC 事務局体制、担当者の決定
- ・ 令和7年度年間計画の詳細策定
- ・ シンポジウム（案：有識者による講演等）
- ・ 令和8年度事業計画策定
- ・ 東海スタートアップカンファレンス後援

2 普及促進・技術指導活動

(1) IPv6 デプロイメント委員会（委員長：藤崎 智宏、担当：細谷 僚一）

IPv6の高度利用を進めるために、他組織と連携し、国際、国内におけるIPv6関連情報の国内コミュニティに対する情報提供を継続する。一般ユーザーからサービス開発者までの広い対象に対し、IPv6の活用推進を促す活動等を実施する。

- ・ IPv6 に関する動向調査（委員による情報交換）
- ・ 国内外他組織との連携（JPNIC 等、ISOC-JP 等）
- ・ IPv6 高度利用啓発イベントの共催・後援

以下のメンバーにより、議論・運営を進める。

- ・ インターネット協会会員
- ・ 専門知識を持った外部委員（委員長指名、理事会承認の特別賛助会員とする）

予算 50 万円

昨年度（令和6年度）同様、IPv6 Summit 開催・運営費用は協賛金で充当を予定。

(2) 国際活動（担当：木下 剛）

令和7年度に予定する主な活動は以下の通りである。

- ・ インターネットガバナンス関連の調査活動と周知報告活動

インターネット協会会員の関心が想定されるテーマ（デジタル政策全般、データ流通、AI、SDGs、新たな重要な動きである GDC（グローバル・デジタル・コンパクト）*1、サイバーセキュリティ等ビジネス面での規制の動き）を対象に関連団体と協力、協調作業を主体とする活動を行う。

成功裡に終えた 2023 年の国連主催インターネットガバナンスフォーラム（IGF）*2 京都会議のレガシーとして、これまでの任意団体ゆえの制約を取り除き、各種団体から寄付や後援を受けられる恒久的かつ持続的な活動を目指した国内の IGF 活動を取りまとめる新団体「一般社団法人 IG 会議（仮）」の設立企画案が令和 6 年度上期に持ちがった。

令和 6 年度内の設立を目指し国内インターネットコミュニティ団体関係者が中心となり細部にわたる意見交換と検討を重ねて準備作業が進行中となっており、令和 6 年度末を目指すこととしているが、事務手続きの関係で年度を跨ぎ設立賛同者への募集が実施される可能性が見込まれている。

いずれにしても、従前より国内におけるインターネットガバナンスコミュニティにおけるビジネスセクターからの主たるステークホルダーの一員として携わってきたインターネット協会の国際活動として、新団体設立に賛同する立場は、令和 6 年度に引き続き令和 7 年度に当該団体が設立される場合も維持することを提案する。

*インターネット協会として想定するメリットと効果

「一般社団法人 IG 会議（仮）」の設立賛同メンバーとなることにより、インターネット協会会員企業へ、従前の IGF 関連の最前線情報に加えて、当該会議体運営により持続性が担保された勉強会や意見交換の場へアクセスを提供できる。この結果、会員企業は、一民間企業では得にくいレベルで、新たに国連による SDGs と密接に関連したデジタル社会の協調政策としてスタートした GDC 関連の動向や影響を察知することができることを期待され、また今後民間企業において一層重要となるデジタル政策関連の人材開発に貢献する場が得られることを想定する。

- ・リエゾン関係先との協力、連携（例、年次京都スマートシティ Expo 委員、全国自治体交流シンポジウム担当）。

予算 50 万円（令和 6 年度予算措置をいただいた予算の繰越しによる手当を申請する。）

「一般社団法人 IG 会議（仮）」設立にあたっての準備・寄付金（一回限り）

参考：

1. 「グローバル・デジタル・コンパクト」(GDC)

デジタルと AI ガバナンスに関わる国際協力の包括的な枠組み

https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/sotf-pact_for_the_future-adopted.pdf

2024 年 9 月に国連開発目標 2030 SDGs 達成の加速への貢献、寄与を明確にした上で人間中心のデジタルの未来を推進するための原則と目標、行動を合意し策定されている。GDC は 5 つ目的をベースに、基本 2030 年までに達成するコミットメントとアクション計画をクリアに打ち

出した国際協定合意文書として完成されている。

主な注目すべきポイントは以下である。

- ・ デジタル公共インフラ、オープンソースのデータ、モデル、標準、データガバナンスに対する世界初のコミットメントを表明し、デジタル技術はグローバルにオープンで、自由で、セキュアな公共財として明確に認識
- ・ デジタルデバイドの解消と人権へのコミットメントとして、すべての人にとってデジタル空間をより安全なものにするための行動ならびに、デジタル協力を人権と国際法に根付かせる行動を明確に盛り込んでいる。
- ・ データをよりオープンでアクセス可能にする目的に向けてオープンソース形のデータ、モデル、標準化アクションに合意するとともに、データガバナンスを国連のアジェンダに位置づけグローバルなコミットメントとして 2030 年までに各国に具体的な行動をとることを求めている
- ・ 急速に発展する AI ガバナンスに関しグローバルな対話を約束する初の普遍的な国際合意文書である。AI 科学パネルの設立ならびにグローバル AI ガバナンスのロードマップに関する合意が盛り込まれている。

2. IGF は、AI やサイバーセキュリティなど最先端の技術普及前段階や政府間プロセス前段階で極めて重要な議題設定をマルチステークホルダーで実施する場として今後も役割が期待されている。

3 普及促進・啓発活動

(1) イベント・セミナー

状況に応じて、イベント等の実行委員会／運営等に参画することを検討する。

① Interop Tokyo 2025

令和 7 年 6 月 11 日（水）～6 月 13 日（金）開催予定 会場：幕張メッセ

② Internet Week 2025

開催日未定

(2) 出版活動

① ルール&マナーテキストの発行（担当：三田 啓）

「インターネットにおけるルール&マナー公式テキスト」及び「インターネットにおけるルールとマナーこどもばん公式テキスト」平成 27 年 3 月第 2 版 2 刷の販売を終了する。学校等から希望があった場合は、テキストの利用目的を確認した上で、電子データ等の提供を行う。

② インターネット白書 Web プロジェクト等への対応（担当：木下 剛）

平成 25 年度出版社の事業判断の結果、インターネット白書は一旦休刊となったが、業界内外からの存続を求める声により、「インターネット白書 Web プロジェクト」が立ち上げられて出版を再開したが、令和 7 年度も電子版およびオンデマンドプリント版での出版を継続し、他協賛団体と協力して出版の支援を行う。1 年間は有償で 2 年目以降はアーカイブとして無償で公開する。

（３）サイバーセキュリティ活動

① 迷惑メール対策委員会（委員長：櫻庭 秀次、担当：細谷 僚一）

迷惑メールに関連する様々なセキュリティ的な問題が引き続き発生しており、なりすましメール対策としての送信ドメイン認証技術の普及や、それを利用した更なる対策が必要と考えている。

迷惑メール対策委員会は、引き続き総務省や JPAWG (Japan Anti-Abuse Working Group)、迷惑メール対策推進協議会など他の組織と連携した活動を行い、迷惑メール対策に資する活動を行う。

・迷惑メール対策に関する調査研究

なりすましメール対策技術 DMARC 普及のために、国内で広く利用されている jp ドメイン名の DMARC およびそのポリシーの設定内容、基盤技術である SPF などの送信ドメイン認証技術やメールセキュリティに関連した調査を継続する。

調査に必要な費用については、総務省からの委託事業を引き続き受託することで実施していく。調査結果については、総務省事業として公開していただくとともに、関連団体を通した様々なイベント等で報告していく。

・迷惑メール対策カンファレンス

本年度も JPAAWG と連携し、併催という形で迷惑メール対策カンファレンスを開催する。委員会としては、プログラム委員として参加し、各団体への後援手続き等を行うことで、イベントの認知度および価値を高めることに貢献する。

イベント開催のために必要な費用については、昨年度までと同様に、JPAAWG 側でご負担いただく予定。

・有害情報対策ポータルサイトー迷惑メール対策編ー

迷惑メール対策および関連技術に関する情報を広く伝えていくために、引き続き情報の提供に努めていく。掲載情報に関する問い合わせの対応、情報のアップデートも検討していきたい。

・JPAAWG の支援団体として活動

グローバルな迷惑メール対策を含めたインターネット上の不正利用対策の活動を行っている M3AAWG と連携している JPAAWG に対して、引き続き可能な範囲で支援を行う。これにより、国内外の動向や状況共有、連携した活動を行い、迷惑メール対策活動を推進していく。

予算 100 万円

昨年度（令和 6 年度）同様、総務省調査事業を引き続き行う。

② インターネットサービス事業者との連携事業（担当：三田 啓）

SNS 事業者等からの協力を得て、インターネット利用者への効果的な情報提供を行う。

・インターネット利用者のための情報提供活動

21 年間運用した「インターネットホットライン連絡協議会」の活動の一部、相談窓口の紹介を令和 3 年 7 月 30 日に終了したため、あらたな情報共有や連携相談窓口間のネットワークの枠組みの検討を行う。

・インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』

「インターネットサービス編（12 編）」「スマートフォン基本設定編（2 編）」「フィルタリング編（3 編）」の追加を含む改訂を引き続き適宜行い、公開する。

主要な SNS の利用方法や注意方法、トラブルの問い合わせ方法、パスワードを忘れた場合など、知っておいてほしいと思われる場面を集めて具体的に説明するマニュアルとして、学校や保護者会等で利用してもらうことを目的とする。

③ インターネットの安全・安心利用に向けた講演活動（担当：三田 啓）

全国規模で教育現場等に講師を派遣し、セミナーや研修会を行う。教育現場からの要請による啓発セミナーや授業には積極的に対応していく計画である。旅費等実費は、依頼元負担を原則とする。

④ インターネットの安心・安全利用に関する監修（担当：三田 啓）

新聞・雑誌・教材・映画教材等へ執筆や監修などを行う。および企業等へ有償でのコンサルティングを行う。

さらに、政府等会議の委員としての参加や、関連団体が主催する協議会等にも参画して連携を図る。これも間接的な啓発活動と捉え、今後も積極的な対応を行っていく。旅費等実費は、依頼元負担を原則とする。

⑤ インターネットにおけるルール&マナー検定とインターネット利用アドバイザー制度

（担当：三田 啓）

インターネットの利用技術、利用マナー、危険回避等に関する知識を、子供から大人までの全ての人を対象として、家庭、学校、企業などの場所で普及させる。問題内容を見直し、特に就職を目前にしている大学生を対象とした問題を充実させる。支出は、合格証発行料、アドバイザー受験料などの収入でまかなう。

なお、必要に応じて、検定を運用するシステムを再構築することも検討する。

また、インターネットを安全に安心して利用するためのアドバイスを行える人材「インターネット利用アドバイザー」を養成する。知識の向上とアドバイザー同士の共有を図るため、研修方法や研修回数を見直すこととする。

⑥ ネット・スマホのトラブル相談業務の運営（東京都受託事業）（担当：三田 啓）

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年がネットいじめ、個人情報をインターネット上に掲載される等のトラブルの被害者・加害者となるケースが発生しているほか、パパ活や自撮り被害等といったSNSに起因する性被害関連のトラブルやスマートフォンへの依存も大きな問題となっている。

そこで、青少年やその保護者、学校関係者等を対象にインターネットやスマートフォンに関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口『こたエール』の運営を行う。相談情報をデータベース化して分析する業務、関係局や事業者等との情報共有に係る業務、都民に対する啓発等の業務を一体的かつ効果的に行う。

令和7年4月1日午後3時よりフリーダイヤルでの電話相談、メール相談、およびLINE相談にて受付開始する。

一方、東京都主催「インターネット利用に係る被害等防止啓発講座（ファミリールール）」へ情報提供を行い、相談事例を講演内容に取り入れることにより、『こたエール』の広報周知を図る。さらに、フィルタリング事業者等へフィルタリングの技術開発に役立つ情報提供を行う。

⑦ その他の受託事業（新規事業）

※補足 受託事業の内容については、受託元へ確認中。

⑧ その他の事業

年度途中にその他の受託事業案件がある場合には応募を検討するが、事務局体制に余力がないため、他団体や企業等との連携も視野に入れる。

以上